

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護老人保健施設 葵の園・長岡 介護医療院 長岡保 養園すま居る 医療法人崇徳会 田 宮病院 介護医療院	(略) 長岡市新保町字 横山882-1 長岡市町田町575 番地 長岡市深沢町 2300	長岡市	(略) 介護老人保健施設 葵の園・長岡	(略) 長岡市新保町字 横山882-1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。